

秋選管告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び同条第2項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による平成29年4月9日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定に基づき、告示する。

平成29年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

選挙区	支出金額の制限額
能代市山本郡	候補者一人につき 5,430,700円
男鹿市	候補者一人につき 6,073,900円